

特定融資枠契約に関する法律

(平成一一年三月二九日法律第四号)(参)

一、提案理由(平成一一年三月九日・参議院財政・金融委員会)

峰崎直樹君 特定融資枠契約に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

一昨年来の信用収縮の状況のもとで、企業の資金調達の機動性の増大を図るため、融資枠契約、いわゆるコミットメントライン契約に対する需要が高まっております。

融資枠契約とは、金融機関等が手数料を徴求することにより一定期間にわたって一定の融資枠を設定、維持し、その融資枠内で顧客の請求に基づいて融資を実行することを約する契約でございます。企業にとりまして、この融資枠契約は、手元資金の流動性を確保する方法として、また社債やコマーシャルペーパーを発行する際のバックアップラインとして大きな役割が期待されるものでございます。

しかしながら、融資枠契約の手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息に該当すると解され、設定された融資枠に対して実際の融資額が少額にとどまる場合には制限利率を超過し、違法と評価されるおそれがあります。このため、銀行等の金融機関は融資枠契約を締結することに消極的であったと言われております。

そこで、経済的弱者を保護する利息制限法及び出資法の趣旨も考慮しつつ、借り主が大会社である融資枠契約につきましては、その手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息に当たるとされることがないように、この法律案を提案した次第でございます。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、特定融資枠契約に係る手数料について利息制限法及び出資法の特例を定めることにより、企業の資金調達の機動性の増大を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とすることとしております。

第二に、この法律において特定融資枠契約とは、融資枠契約であって、借り主が契約締結時に商法特例法第二条に規定する株式会社であるものを言うこととしております。

第三に、利息制限法第三条及び出資法第五条第六項のみなし利息の規定は特定融資枠契約に係る手数料については適用しないこととしております。

第四に、この法律は公布の日から施行し、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用することとし、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例によることとしております。

第五に、特定融資枠契約に係る制度のあり方については、この法律の施行後二年をめぐり、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとするとしており、この法律の施行後の運用状況や中小企業等の要望を勘案し、特定融資枠契約を利用できる範囲、必要となる保護策の内容等について見直すことができるようにしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、参議院財政・金融委員長報告（平成一一年三月一〇日）

勝木健司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、企業の資金調達の機動性の増大を図るため、特定融資枠契約に係る手数料について、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して参議院議員峰崎直樹君より趣旨説明を聴取した後、コミットメントライン契約を解禁する根拠とその影響、利息制限法・出資法の特例措置を講ずる理由等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して池田幹幸理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

三、衆議院大蔵委員長報告（平成一一年三月二三日）

村井仁君 ただいま議題となりました各案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定融資枠契約に関する法律案について申し上げます。

本案は、企業の資金調達の機動性の増大を図るため、特定融資枠契約に係る手数料について利息制限法及びいわゆる出資法の特例を定めようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、この法律において特定融資枠契約とは、融資枠契約であって、借り主が契約締結時に商法特例法第二条に規定する株式会社であるものをいうこととしております。

第二に、利息制限法及び出資法におけるみなし利息の規定は、特定融資枠契約に係る手数料については適用しないこととしております。

第三に、特定融資枠契約に係る制度のあり方については、この法律の施行後二年を目途として、検討を加えるものとしております。

本案は、参議院提出に係るものであり、去る三月十九日、参議院議員塩崎恭久君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。